

第一章 計画の趣旨

1. 計画策定の背景と経緯

「文京区アカデミー推進計画」(以下、アカデミー推進計画)の前身は、平成4年に策定された「文京区生涯学習基本構想」です。そこでは、本計画の基本理念にもつながる「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」という考え方を示しました。その後、「文京アカデミー構想」(平成17年策定)を経て、現在の「アカデミー推進計画」に至ります。

文京アカデミー構想では、生涯学習にとどまらず、文化芸術やスポーツ、さらには「文化施策」という観点から観光や国際交流との連携も視野に入れていました。そして、施策領域を横断することから、平成18年に生涯学習・スポーツ・文化芸術を教育委員会から区長部局に移管し、その後、平成21年に生涯学習・スポーツ・文化芸術・観光・国際交流の5つの分野の施策を管轄するアカデミー推進部を組織しました。

その後、「文京区基本構想」(平成22年)の策定を機に、アカデミー推進部が所管する新たな計画としてアカデミー推進計画(第一次)を平成23年に策定しました。

アカデミー推進計画(第一次)では、『区内まるごとキャンパスに —「^{ふみ}文の^{みやこ}京」、豊かな学びと交流を楽しむまち—』を理念として、生涯学習・スポーツ・文化芸術・観光・国際交流の分野ごとに過去5年間にわたり多様な事業を展開してきました。

「アカデミー推進計画」策定の経緯

- 平成4年 「文京区生涯学習推進基本構想」策定～「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」～
- 平成6年 「文京区生涯学習推進計画」策定
- 平成12年 「文京区生涯学習推進計画」第一次改定
- 平成13年 「文京区基本構想」策定（「文の京」の明日を創る）
- 平成17年 「文京区生涯学習推進計画」第二次改定
- 平成17年 「文京アカデミー構想」策定～「区内まるごとキャンパスに」～
- 平成18年 生涯学習の所管を区長部局に移管・文京区アカデミー推進協議会設置
- 平成21年 アカデミー推進部発足
- 平成22年 「文京区基本構想」策定（歴史と文化と縁に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」）
- 平成23年 「文京区アカデミー推進計画」策定～「区内まるごとキャンパスに—「文の京」、豊かな学びと交流を楽しむまち—」～

「^{ふみ}文の^{みやこ}京」とは（平成13年基本構想より）

これまで、文京区は、「文教の府」といわれ、「文化の香り高いまち」をめざして発展してきた。これに寄せる区民の誇りと愛着を大切にしたい。そのうえで、区民と区が、時代の大きな変化に適応しつつ、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていく都市自治の姿を「文の京」と呼ぶ。

2. 計画の目的

アカデミー推進計画の目的は、区民はもとより、区内の大学や企業に通う人、さらには仕事や観光で訪れる人も含め、文京区で暮らし、過ごすあらゆる人たちが、学びや出会い、交流等の観点から豊かな時間を過ごし、うるおいのある暮らしを送ることができるようにするものです。

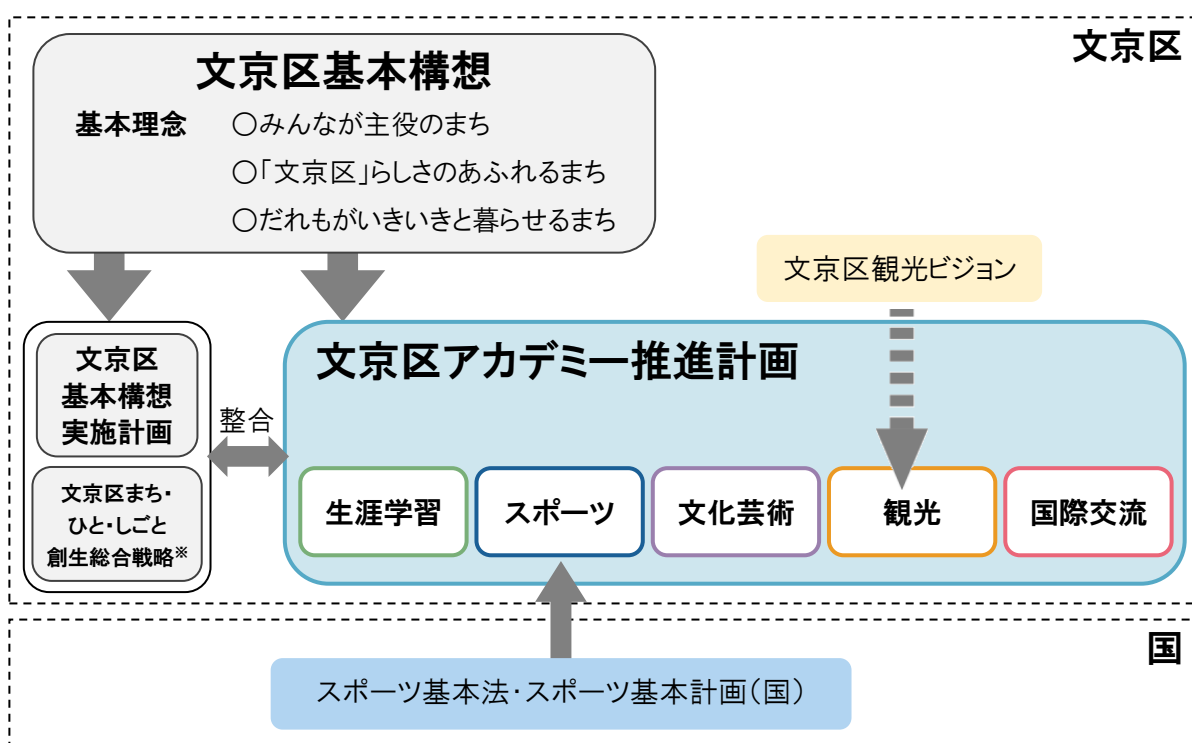
本計画が生涯学習・スポーツ・文化芸術・観光・国際交流という5つの分野を包含していることは、それぞれにおいて豊かな時間を提供するとともに、相互に連携することで、個々の分野にとどまることのない関心の広がりを受け止め、暮らしに奥行きをもたせることを目指しています。相互に関連する5つの分野を連携させ、横断的な見地から事業の展開を図っていきます。

3. 計画の位置づけ

文京区基本構想に基づき、将来都市像である『歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」』を、生涯学習・スポーツ・文化芸術・観光・国際交流分野の側面から実現するための事業計画です。

なお、平成23年に施行された「スポーツ基本法」*において、スポーツに関する基本理念をはじめ、国や地方公共団体の責務・スポーツ団体の努力等が明らかにされ、スポーツに関する施策の基本となる事項が定められました。スポーツ分野に関しては、この基本法に基づいて地方自治体が策定する「地方スポーツ推進計画」に代わる計画とします。

また、観光分野に関しては、平成21年8月に策定された「文京区観光ビジョン」を踏まえています。



4. 計画期間

計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。

5. 計画の構成

本計画は、計画全体で目指すべき「基本理念」と「4つの共通目標」を定めます(第二章)。

それらの実現に向け、生涯学習・スポーツ・文化芸術・観光・国際交流の各分野において、「分野別目標」を定め、「基本的な方向」のもと、5年間で取り組む施策として「事業」「今後実施を検討する事業」を示します(第三章)。さらに、5つの分野を横断するテーマである情報の収集・共有・発信、協働する人材の育成、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、東京オリンピック・パラリンピック)の3つを「横断的施策」として、それぞれのテーマごとに「事業」「今後実施を検討する事業」を再構成し、示します(第四章)。

最後に、本計画を推進するための庁内外の体制、そして本計画ならびに事業評価の考え方について説明します(第五章)。

第二章 計画の考え方(p.5)

基本理念

4つの共通目標

第三章 5つの分野の施策(p.15)

生涯学習
(p.16)

スポーツ
(p.26)

文化芸術
(p.40)

観光
(p.52)

国際交流
(p.66)

情報の収集・共有・発信(p.74)

協働する人材の育成(p.76)

東京オリンピック・パラリンピック(p.78)

第四章 横断的施策(p.73)

第五章 計画の推進体制と評価の考え方(p.81)